

氏名(本籍)	櫻谷 満一 (愛媛県)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	甲第 358 号		
学位授与年月日	令和元年9月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項		
研究科・専攻名	工学研究科・基盤工学専攻		
学位論文題目	Protection and Utilization of Plant Variety as Intellectual Property		
論文審査	(主査) 高知工科大学 高知工科大学 高知工科大学 高知工科大学 高知工科大学 東京農業大学	准教授 准教授 教授 教授 教授 教授	上村 浩 石谷 康人 林 一夫 渡邊 法美 那須 清吾 佐藤 和憲

審査結果の要旨

1.論文の評価

近年、我が国の優良な植物品種(例えばブドウ品種のシャインマスカット)の海外流出が問題となっていることから植物品種の知的財産としてのいかに保護するのかについて関心が高まっている。この問題は、裏を返せば日本の農産物の品質が評価されていることを意味するが、それ故農産品の輸出が拡大している現状において農業分野においても他産業と同様に適切な知的財産のマネジメント手法を検討する必要がある。これが本論文の基本的な問題意識である。これを踏まえ、本論文では①現行制度において植物品種の違法増殖あるいは違法栽培等が発生する問題の所在を明らかにすること、また②これらの問題を踏まえ、植物品種を知的財産として「保護」に加えて「活用」にも焦点をあて、植物品種を知的財産として管理するための方法を提示すること、を目的としている。本論文における主たる研究手法は国内外における事例分析(5つのケース)であるが、特に国内の4つの事例についてはヒアリング調査も実施している。この結果、①については、特許権は育成者権と比較して利用上の優位性がある一方、伝統的な育種方法により作出された植物は特許要件(進歩性等)を充足することが困難であるとともに特許権と育成者権との複合的な保護は保護客体の近似性の問題から権利範囲を拡大するものではないことを明らかにした。また②については、品種名称とは別の商標を商標登録することにより育成者権の消滅以降の商標にブランド力を蓄積することによって市場支配力を維持することが可能であることを明らかにした。さらに育成者権をライセンスすることで品種登録出願、権利維持、権利侵害の監視等にかかるコストを海外のライセンシー企業に移転し、加えてロイヤリティ収入を得ることが可能であることを明らかにした。

これらの発見事項は、多くの既存研究が植物品種の「保護」のみを対象とする中で、「保護」に加えてその「活用」も分析に含めることによって明らかになったものである。このことから本論文は新規性を有するものとして高く評価できるものと結論された。

2.審査の経過と結果

- (1) 令和元年7月3日 博士後期課程委員会で学位論文の受理を決定し、6名がその審査委員として指名された。
- (2) 令和元年8月23日 公開論文審査発表会及び最終試験を実施した。

(3) 令和元年9月4日 博士後期課程委員会で学位授与を可とし、教育研究審議会で承認された。